

年金あれこれ

～あなたの年金を増やしませんか～

■付加年金とは

国民年金第1号被保険者の方と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、定額保険料（平成26年度は15,250円）のほかに付加保険料を納付すると、老齢基礎年金を受給するときに上乗せして付加年金を受給できます。また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料

月額400円

【例】20年間（240月）付加保険料を納めた場合

$400円 \times 240月 = 96,000円$

注）農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければなりません。

2年間で納付した付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

○付加年金額

年金額 = $200円 \times$ 付加保険料納付月数

受給できる付加年金額は

$200円 \times 240月 = 48,000円$ （年額） 毎年、老齢基礎年金額に上乗せされます。

■追納制度とは

免除された保険料は、10年以内であればさかのぼって納付（追納）することができます。

保険料免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を納めた場合と比較して低額になります。また、学生納付特例期間と若年者免除期間は年金額には反映されません。追納することで、免除された期間は保険料納付済期間として扱われ、将来より高額の高齢基礎年金を受給することができます。

○追納する保険料

保険料の免除を受けた月の属する年度の初日から3年以内に追納する場合は当時の保険料額ですが、それ以上経過しているときは加算額が徴収されます。

※不明な点や手続きについては、役場お客さま窓口係または旭川年金事務所にお問い合わせください。

保険料納付を忘れずに…納めて安心国民年金

これからの家庭教育

子どもの健全な発達のためにできること

子どもが健全に成長していくためには、長い間にいくつかの発達段階があり、それぞれに身につけなければならない中心的な事柄があります。それが身につくこと、次の段階への健全な発達をたどることになります。

これを「発達課題」とよんでいますが、それぞれの時期に必要な「発達課題」を十分に身につけさせることが大切です。



■やり直す機会を適度に設ける

適度に失敗やつまずきの経験を与え、やり直すことや気持ちをきりかえて工夫することなどを体験させます。

■迷惑をかけない場面をつくる

行為の善し悪しを、周囲の人々とのつながりの中で考えさせ、“迷惑をかけない”言動を判断させましょう。

■自分ですることに喜びを感じさせる

得意なことや自分でできそうなことに気づかせ、それを体験させるなかで、自分の良さに気づかせます。

子どもの成長過程においては、個人差はあるものの、多くの子どもに共通して見られる発達段階ごとの特徴があります。子どもは発達段階ごとに、視野を広げ、自己探求を深め、志を高めていきます。各発達段階における特徴を踏まえた成長をそれぞれの段階で達成することで、子どもの継続性ある望ましい発達が期待されます。

◆「家庭教育のてびき」、文部科学省HP「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」より